

砥部町行財政改革大綱

(2020-2029)

持続可能なまちづくり

令和2年3月

砥部町行財政改革推進本部

第1 行財政改革の必要性

本町では、最小の経費で最大の効果を挙げ、町民の福祉向上と効率的な行財政運営を実現するため、平成21年度に「砥部町行財政改革大綱」を策定し、以来、現在に至るまで全庁的な重要課題として継続して改革に取り組んできました。

自治体行政を取り巻く情勢は、今後、少子化・高齢化の進展、老朽化公共施設の更新問題のほか、Society5.0の実現、人づくり革命・働き方改革など、より複雑化・多様化・超高速化していきます。このような中、限られた資源(ヒト、モノ、カネ)で確実に成果をあげるためには、これまで以上に踏み込んだ業務の合理化、効率化、イノベーションの推進など町を取り巻く環境に対して、各施策が力強く、スピード感をもってこれからの時代に同調していく必要があります。

こうした中、現行の砥部町新行財政改革大綱が今年度で終了することから、新たな行財政改革の指針として、砥部町行財政改革大綱(2020-2029)をここに策定しました。

第2 行財政改革推進の基本理念

本町の行財政を取り巻く社会環境は依然として厳しいものがあり、効率的な行財政運営の推進だけでなく、行政の総合化や自立的な財政運営システムの形成が重要です。

また、地方分権型社会にふさわしい住民と行政との協働のまちづくりを進めるため、多くの住民がまちづくりに参加できる環境整備と、地方分権の推進に柔軟に対応し自ら考え自らが決定することができる政策形成能力、問題解決能力の高い人材の育成が求められています。

そこで、これからもずっと続いていくまちづくりを最優先とし、住民と行政との信頼でつくる地域経営システムの構築を目指します。

第3 行財政改革推進の重点項目

行財政改革を推進するにあたり、単に事業や予算を削減するだけでなく、限られた行政資源を有効に使って、多くの住民に満足していただくため、住民と行政がともに汗を流す「信頼のまちづくり」に焦点をあて、次の3項目を重点項目として取り組みます。

1 開かれた町政と協働のまちづくり

積極的な情報の提供に努め、住民と行政が一体となって取り組む、住民協働型のまちづくりを進めます。

2 効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員を適切かつ有効に活用するため、住民ニーズや新たな行政課題を的確に把握しながら、効率的な行政運営に努めます。

3 計画的な財政運営の確立

厳しい財政状況の中、節減合理化を図るとともに、今後、進展する地方分権のもと、新たな自主財源の確保に取り組み、財政の健全化を積極的に推進します。

第4 行財政改革の進め方

この大綱は、21世紀の砥部町の行財政運営の方向性を示したもので、計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化に適切に対応できるよう必要に応じ見直しを行います。

なお、具体的な取り組みを明示した実施計画（集中改革プラン）を策定し、計画的に進行管理を行います。この実施計画（集中改革プラン）の推進期間は、概ね3年間とし、3年ごとに見直しを行います。

また、行財政改革の進捗状況については、行財政改革推進委員会への報告及び住民等への公表を行い、意見を求めていきます。

第5 行財政改革推進の方策

1 開かれた町政と協働のまちづくり

(1) 開かれた町政の推進

住民の町政参加をより一層促進するためには、公平、公正な開かれた町政を確立し、住民と行政との信頼関係を構築する必要があります。

これを実現するため、個人情報保護に留意しつつ、情報公開制度の充実や、町広報、ホームページ等の活用による、行財政情報の積極的な公開、提供を行い、透明性の向上を図ります。

(2) 住民との協働の推進

住民と行政との協働の関係を構築するためには、開かれた町政の推進を図り、住民の町政への参画機会を拡充する必要があります。

住民の意見や要望を生かした行財政運営を推進するために、広報広聴機能の充実に努めるとともに、各種審議会等の委員構成については、公募委員や女性、若年層委員の比率向上を図り、住民全体の意見が反映されるように努めます。

(3) 自然環境への配慮

近年、SDGsという言葉が多く耳にするようになってきていますが、海や陸、森林を守ることで自然や動植物を守り、自然環境への配慮をSDGs（持続可能な開発目標）の視点からも考えていきたいと思えます。また、食品の食べ残しなどについても同様に考えていきます。

2 効率的な行政運営の推進

(1) 行政運営の合理化

① 事務事業の整理合理化

事務事業全般にわたり、最小の経費で最大の事業効果をあげるためには、事業の妥当性・効率性・有効性を客観的に評価する仕組みを確立する必要があることから、施設別・事業別財務諸表に非金融情報も含めたセグメント情報一覧表の定着を図ります。

これにより、初期の目的を達成した事業、必要性の薄れた事業、時代の要請に合わなくなった事業などについて、廃止、統合、縮小等の見直しを行い、新たな行政課題や住民ニーズの変化に順応した事業体系としていきます。

② 施設運営の見直しと民間委託の推進

「民間にできることは民間に」を基本に、行政責任を明確にし、信頼性、サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分検討し、民間事業者と競合する事務事業や民間企業の高度な専門知識・経営資源を活用する方が効果的な業務については、民間の力を活用します。

施設別や事業別の財務諸表や業務マニュアルなどにより、何を民間に委託すれば効率化されるか、施設部門では公共施設の分類などをしながら検討し、事業においては、作業工程が見える化した業務マニュアルから工程そのものを、実施事業の核となるコア業務とそうでないノンコア業務に分類し、ノンコア業務を集約するなどしてアウトソーシングの可能性を検討していきます。

③ AI及びRPAの導入や5G対応、SDGsなど新たな取り組みに関する調査検討

2020年東京オリンピック・パラリンピックなどを一つの契機とし、自動車の自動運転、遠隔操作による医療、災害時などの救出活動など、多くのシーンで今後5Gを活用した取り組みが増加していくと考えます。

また、定型的な事務作業については、AI（人工知能）やRPA（事務作業工程の自動化）等の導入を調査検討し、作業の大幅な効率化を図ります。

(2) 組織体制の充実

① 組織・機構の整備

地方分権の進展に伴い、縦割りの枠組みにとらわれず、住民ニーズに的確に応える政策や施策を展開できる総合行政が必要となることから、住民にわかりやすく一層簡素で効率的な組織体制の見直しを定期的に行っていきます。

② 人材の育成

組織・体制の充実にあたっては、職員一人ひとりが自覚と責任を持って全体最適を意識しながら取り組むことが大切であることから、コスト意識やチャレンジ精神など職員の意識改革を進めていきます。また、新たな行政課題へ積極的に対応するために、政策形成能力や情報処理能力等を備えた人材の育成に努めます。

3 計画的な財政運営の確立

(1) 経費の節減

財政の健全化を図るため、人件費を含む経費全般について見直しを行います。

職員一人ひとりが意識改革や発想の転換を行い、過去の前例や習慣にとらわれることなく、経費の節減や部署を超えた事業の共同化、歳出の抑制に繋がる取り組みを自ら生み出していきます。

また、補助金等については、目的や必要性を点検し、時限措置の設定や補助基準の見直しを行うとともに、補助団体の主体性や事務手続の簡素化に配慮し、効果的な補助に努めます。

(2) 自主財源の確保

今後、本町の財政運営を考える上では、いかに自主財源を確保するか、これは歳出削減とともに大きな課題となっています。町税の徴収については、かなりの納付率を達成しているため、今後は、税以外のふるさと納税などの自主財源確保にも力を入れていきます。

(3) 受益と負担の公平確保

各種使用料・手数料など受益者が負担すべき部分については、算定基準を策定し、受益と負担の公平性の確保に努めていますが、定期的に基準を見直し受益者負担の適正化に努めます。

第6 行財政改革大綱体系図

